

広島県文化財保護条例に基づく手続の未申請事案について

技術企画課

1 要旨

一級河川^{たかはし}高梁川水系^{なりわ}成羽川における災害復旧工事（平成 30 年災害・庄原市東城町内）の実施に際し、広島県文化財保護条例（以下「条例」という。）第 40 条で準用する第 16 条に基づく許可申請手続を行わず、県天然記念物の現状変更を行った。

2 許可申請の対象

県天然記念物「東城川の^{おうけつ}甌穴[※]」は、川床の岩盤上に円形の穴の「甌穴」が多く存在し、当該指定範囲内の現状を変える行為については事前の許可が必要とされている。

（※東城川の甌穴については、次ページ参照）

3 経緯

	時 期	内 容
1	R2. 10. 14	・ 北部建設事務所庄原支所発注の一級河川高梁川水系成羽川河川災害復旧工事（平成 30 年災第 2948 号）において、工事中の工事用道路の設置に着手
2	R2. 11. 16	・ 成羽川河川改修の設計を進めるため、土木建築局と教育委員会等で、県天然記念物の現地調査を実施していたところ、河川災害復旧工事の工事用道路が指定範囲内に設置されていたことから、当該道路の設置に係る現状変更許可申請手続の状況確認を開始
3	R2. 11. 17	・ 現状変更の許可申請が未申請であることを確認し、県教育委員会及び庄原市教育委員会の担当部局に報告 ・ 県天然記念物の指定範囲内において、上記工事用道路のほか、1 箇所 で護岸工事を実施中であることを確認 ・ 工事一時中止命令を措置
4	R2. 11. 25	・ 広島県文化財保護審議会委員が現地確認を行い、工事中の護岸 1 箇所は県天然記念物への直接的な影響は無いことを確認

4 原因

許可申請が必要となる現状変更の要件の解釈について、誤った認識をしていた。
また、教育委員会への相談が不十分であった。

5 今後の対応

- (1) 条例に基づく現状変更について、県教育委員会及び庄原市教育委員会と協議し、必要な手続を行う。
- (2) 再発防止策として次の対策を徹底する。
 - ア 工事発注段階におけるチェックシートを改善（対応済）
 - イ 会議・職員研修等による情報共有と法令遵守の徹底
 - ウ 県・市教育委員会文化財担当部局と建設事務所等の間での連携強化
- (3) 土木建築局の公共工事における許可申請等に係る手続を再確認し、更なる対策を検討・実施していく。

参考：庄原市のホームページより

(http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/education/shogaigakushu/cat02/02/post_895.html#tojo_pothole)

東城川の甌穴



読み方	とうじょうがわのおうけつ
指定	県指定
種別	記念物
種類	地質鉱物
指定年月日	昭和29年4月23日
所在地	庄原市東城町東城・川東・川西
構造形式	30個以上分布 東城大橋の上流300m～下流400m

解説

○高梁川の支流成羽川の上流にあたる東城川の川床は、新生代第3紀中新世(今から約3500～2500万年前)の古瀬戸内海の地底に堆積してきた泥岩層で、この地方では「なめら」と呼んでいる。

○東城川が川西・東城・川東を流れる付近で、約3.5kmにわたって直径20cmから2mに及ぶ30個以上の甌穴(ポットホール)が分布している。

○甌穴とは川床の岩盤上に、小礫を水流が渦状に回転させて穿れた穴で、本件のものは他地域のものにくらべ広範囲にわたって質・量ともに豊富であり、学術的に評価が高い。

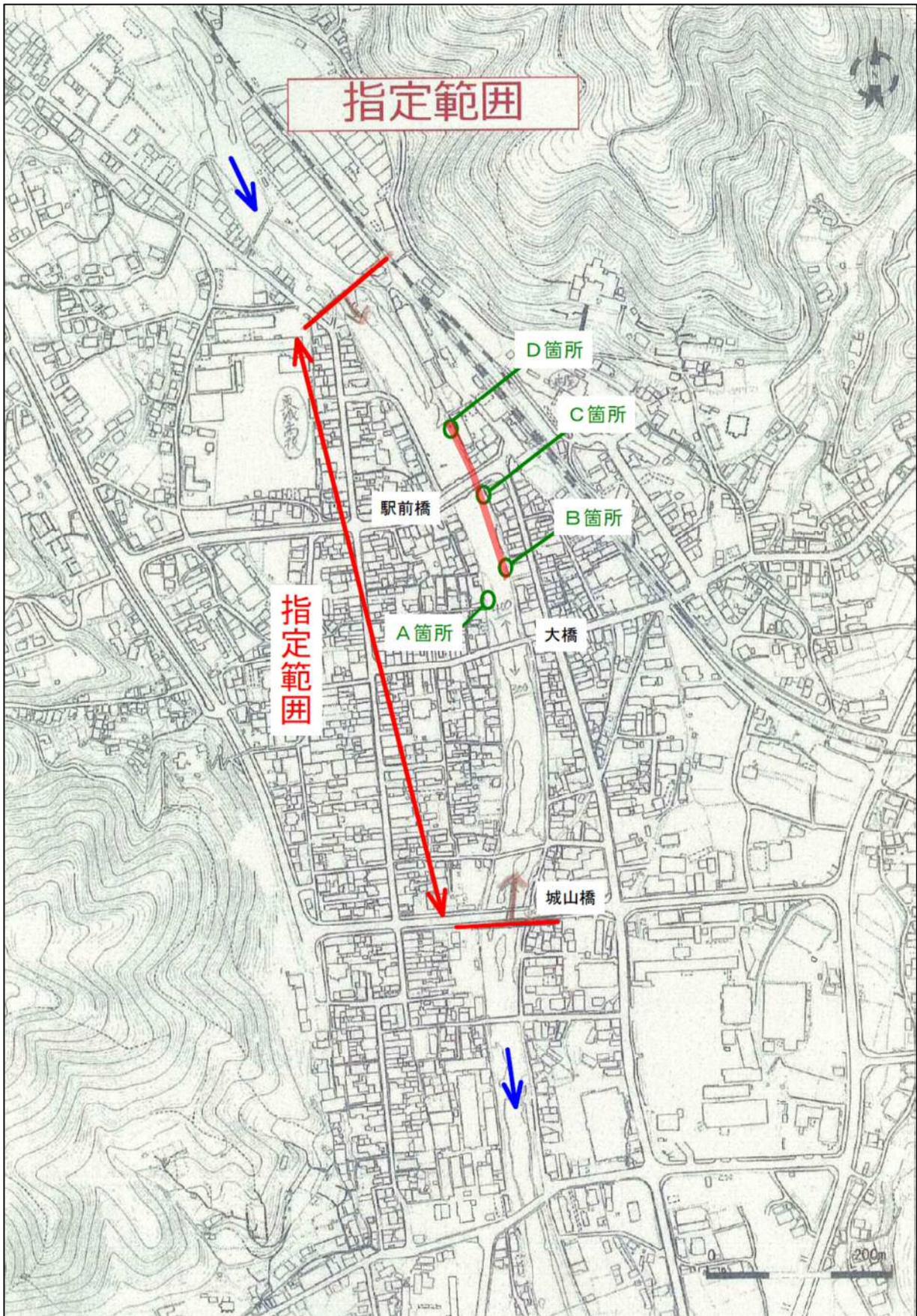
○ 広島県文化財保護条例（昭和51年県条例第3号）（抜粋）

(現状変更等の制限)

第16条 県重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(準用規定)

第40条 第5条から第11条まで、第13条から第17条まで、第21条及び第22条第一項の規定は、県史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第13条から第15条までの規定、第17条及び第21条中「修理」とあるのは、「復旧」と読み替えるものとする。



■ : 工事用道路

【工事中であった箇所】

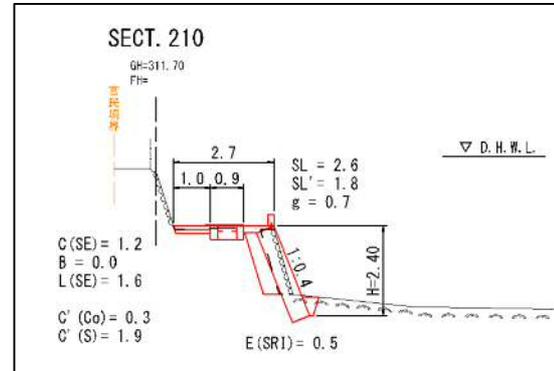
(写真) D箇所の工事着手前の写真

災害復旧延長：7.0m

ブロック積：10.8m²



工事箇所の設計図



(写真) 工事用道路の状況

